



町報 第126号

発行所 宮崎県門川町 門川町役場 電話③1140番 印刷所 宮崎県門川町 工藤印刷 電話③1143番

ごそんじですか？

社会福祉協議会とは

昭和三十四年四月から、県の指導により門川町に社会福祉協議会として発足、主として住民課が業務を執行してまいりましたが、昭和四十二年六月三十日社会福祉法人設立認可を申請し、昭和四十三年二月十二日付に厚生大臣の認可があり、三月七日法人登記を完了し、役員を設置するとともに、事務局を充実にする一方、町で行なう行政外の地域住民の福祉を総合的に増進させるための、推進する機関の役割をするのが、民生(児童)委員、町内福祉団体が中核となつてゐるのが社会福祉協議会であります。社会福祉協議会(略して社協と呼ぶ)は住民が自由に述べた福祉増進の要望に応じて、その地域内のあらゆる社会福祉に役立つ資源を動員し、その当面的問題の解決に当り、総合的に計画をたて、社会福祉事業施設その他この問題に関連が深い関心のある諸機関を夫々の特徴を尊重し、その能力を活用して組織的な活動を展開し、法の枠内の活動については行政機関に建設的協力しますが、枠外のことについては自ら解決にあたります。

現在の事業 一、社会福祉事業の計画樹立並びに調査研究 二、社会福祉関係機関の連絡調査 三、法外援護 四、心配ごと相談の実施 五、老人家庭奉仕事業 六、各種民主団体の活動に協力助成 七、共同募金、歳末たすけあい運動 八、敬老の日、物故篤志家 九、たすけあい金庫の貸付

事業 十、世帯更生資金貸付 しあわせを高める運動として、低所得世帯の自立更生を図るための制度であります。各地区担当民生委員の手を経て、手続きをすることになっております。この制度について、よく知られていないので、お尋ねがまいりますので少し述べてみます。

一、貸付の対象 低所得世帯で、この資金の貸付と同時に指導を加えることにより、完全に自立更生すると見られる世帯で門川町に居住するもの 二、資金種別 貸付限度額

三、償還方法 利率 月賦、半年賦、年賦の三方法があり、利率は修学資金は無利子、其の他は年三分で元利均等償還となつております。

四、借入申込手続き 民生委員は毎年、一委員一世帯更生運動を推進してまいります。今年はこの世帯とこの世帯に特に留意して更生させよう、と方針を定めます。そしてこの世帯に対してあらゆる手段方法を尽くして更生させようとする努力を怠りません。その一つの道具としてこの資金がある訳であります。したがって希望者がいくら多くても、その地区を担当する民生委員が前に述べました世帯として(選定世帯)定められたものでなければなりません。

五、保証人について 保証人は借受希望世帯の更生について協力的であり連帯して債務を負担する能力を有し、町内に居住する者ですが、六十五才以上はいけません。

六、審査 当社協に貸付調査委員会という会議があり、そこで審査し、意見をつけて県社協に提出します。県社協では貸付運営委員会という会を開き、適否を決定します。

七、その他 福祉事業として、色々やらなければならないことがありますが、皆様のご協力の程をお願いいたします。 社会福祉法人 門川町社会福祉協議会

資金の種類と貸付の条件

昭 45. 4. 1 改正

Table with 5 columns: 種類 (Type), 貸付限度 (Loan Limit), 据置期間 (Term), 償還期間 (Repayment Term), 備考 (Remarks). Rows include 更生資金 (Recovery Funds), 身体障害者更生資金 (Funds for physically disabled), 生活資金 (Living Funds), 住宅資金 (Housing Funds), 修学資金 (Education Funds), 療養資金 (Nursing Funds), 災害援護資金 (Disaster Relief Funds).

国民健康保険事業も、昭和四十五年年度末をもって、十五年経過いたしました。町民の皆様のご協力によりまして順調な運営で各年度を過ぎて来て、給付面においては、全国のトップレベルの給付を行つております。しかしながら今後予想される状態は、医療費のアップに伴う保険料の増額、保険制度の抜本改正、医療単価のアップ等、直接皆様に連れてくる諸問題が山積しております。決して明るい見通しではありませんが、今後とも保険事業には充分に心を寄せて下さるようお願い申し上げます。

国民健康保険給付は年々増加をしております。昨年度より一、七二七万円の増となつており、二、三、五〇〇の増加率を示しております。 一人当り給付額 一〇、五六一元 一世帯当り給付額 三九、四八九円 ◎昭和四十五年保険料の実績について 保険料の才入面にしめる

家庭で造つてよい果実酒 本年五月三十一日付で、酒税法の一部が改正され家庭で造つてよい「果実酒」の原料は今までの「果実酒」の原料とは異なり、今回、ぶどう(山ぶどうを含む)以外の果物であれば、すべて使つてよいことになりました。しかし「果実酒」を造る場合には、あくまで次の条件に違反すると処分されますのでご注意ください。 一、果実に混ぜ合わせる酒類(シロップ、砂糖、ホワイトリカー等)は、市販されているアルコール分二十度以上の酒類であること 二、造つた「果実酒」は、自家用であり販売または他人に譲渡してはならない。

このように、この制度は、民生委員の強力な活動の道として始まつたことであります。申込をする場合は、民生委員は、慎重の上にも慎重を期して提出する訳です。ともかく借りたいと思う人は担当民生委員に申し出てその指導をうけて下さい。 申込用紙は社協事務局にあります。

この資金の特質は、一般金融機関の貸付金とは非常な違いがあります。前にも述べました通り、その地区担当の民生委員が、更生運動をするための道具であります。申込者から、申込者からどんな強い希望があらましても、その民生委員の同意と指導がなくては考がえられない仕組みになっております。尚、借入後の償還についても民生委員は責任がおります。保証人についても詳しく調査いたします。

町だけに限らず全国的な目的税でありますので、滞納税に対する国の取扱いがきびしく、国庫補助金にも関連してまいりますのでよろしくお願いたします。 ◎資格取得及び喪失の届出について 転出、出生、死亡、生保の閉止策に伴う資格取得及び喪失の届出の義務は、事件発生日より十四日以内となつておりますが、現在の届出状況を見ると、まだ徹底してない向きもあるようですので今後は早目に届出下さい。

課税基準比較表 3表. Table with 3 columns: 区分 (Category), 昭和45年度 (1970), 46年度 (1971). Rows include 所得割課税率 (Income tax rate), 資産割課税率 (Asset tax rate), 平等割 (Equalization), 均等割(1人当) (Average per person).

Table with 3 columns: 項目 (Item), 昭和45年度 (1970), 昭和46年度 (1971). Rows include 保険税 (Insurance tax), 国庫補助金 (National subsidy), 繰越金 (Carryover), その他の収入 (Other income), 才入合計 (Total income).

Table with 3 columns: 項目 (Item), 昭和45年度 (1970), 昭和46年度 (1971). Rows include 総務費 (General expenses), 給付費 (Benefit payments), 保険施設費 (Insurance facility), その他の支出 (Other expenses), 才出合計 (Total expenditure).

◎課税については紙面では理解出来ないことがありますので直接保険課において下さればくわしくご説明いたします。

翌年度繰越額 116,957,410円 - 106,337,496円 = 10,619,914円 但し上記繰越額の内3,005,359円は国庫補助をもらい過ぎていたため返還しなければなりませんので実質繰越額は下記のとおりとなります。 10,619,914円 - 3,005,359円 = 7,614,555円 更にこの内に400万円が46年度の才入予算に見込まれています。

Table with 3 columns: 区分 (Category), 調定額 (Assessed amount), 収納額 (Collected amount), 収納率 (Collection rate). Rows include 現年度 (Current year), 過年度 (Overdue), 計 (Total).

